

岡山県受動喫煙防止条例の概要

1 条例の目的

県、県民、事業者及び管理権原者が、相互に連携を図りながら望まない受動喫煙の防止に関する取組を総合的かつ効果的に推進し、もって県民が生涯を通じて健康な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- (1) 県、県民、事業者及び管理権原者の適切な役割分担及び相互の連携協力の下に行われなければならない。
- (2) 受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響を未然に防止する観点から、正しい知識と理解に基づき適切に行われなければならない。
- (3) 県民が自らの意思によって望まない受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、県民が健康な生活を送ることができる社会の実現を目指して行われなければならない。

3 責務

(1) 県の責務

県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) 県民の責務

県民は、受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響について理解を深め、県が実施する望まない受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(3) 事業者及び管理権原者の責務

事業者はその使用する施設において、管理権原者はその管理する施設において、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

4 施設における取組

- (1) 管理権原者は、既存特定飲食提供施設で従業員（20歳未満の者及び同居の親族を除く。）が使用されている場合、喫煙可能室を設置しようとするときは、屋内の場所の全部の場所を喫煙可能室としないよう努めなければならない。
- (2) (1)の管理権原者は、従業員が長時間業務に従事する場所を喫煙可能室としないよう努めなければならない。

5 県の施策、体制の整備等

- ・ 県民、事業者及び管理権原者（以下「県民等」という。）と連携、協力して、県民等による望まない受動喫煙の防止に関する取組の気運を醸成するとともに、当該取組が推進されるよう環境の整備を図る。
- ・ 望まない受動喫煙の防止に関する取組が、受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響に関する正しい知識に基づき行われるよう、当該知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発その他の必要な施策を講ずる。
- ・ 望まない受動喫煙の防止に関する施策を推進するため、必要な体制を整備し、財政上の措置を講ずるよう努める。

6 施行日

令和2年4月1日（ただし、4の規定は令和2年10月1日）